ポスト

令和８年３月12日
金融庁

「地方公共団体が受領する貸付金元利収入等の支払いに前払式支払手段を用いることについての考え方（案）」に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、「地方公共団体が受領する貸付金元利収入等の支払いに前払式支払手段を用いることについての考え方（案）」につきまして、令和８年１月９日（金曜）から同年２月９日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、計７件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。このほか、本件とは直接関係しないご意見もお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当庁の考え方は、別紙をご覧ください。

また、パブリックコメントでいただいたご意見も踏まえ、下記のとおり「地方公共団体が受領する貸付金元利収入等の支払いに前払式支払手段を用いることについての考え方」を取りまとめましたので、ご参照ください。

（別紙）　コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

記

１．経緯

内閣府地方分権改革推進室が実施した「令和７年　地方分権改革に関する提案募集」において、複数の地方公共団体から、資金決済に関する法律第３条第１項に規定する前払式支払手段の利用拡大に関するご提案を頂きました。具体的には、「貸付金元利収入」、「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」及び「不当利得による返還金」について、前払式支払手段による支払いを可能にすべきとの旨のご提案を頂いております。

こうしたご提案を受け、金融庁において、ご提案を頂いている公金のうち「貸付金元利収入」、「遅延損害金」、「損害賠償金」及び「不当利得による返還金」（以下「貸付金元利収入等」といいます。）の支払いに前払式支払手段を用いることについて、検討を行いました。

（注）　ご提案を頂いている公金のうち、「延滞金」、「不動産売払代金」及び「過料」については、既に前払式支払手段による支払いが可能となっております。

２．検討及び当庁の見解

金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書（令和７年１月22日）において、前払式支払手段の寄附への利用について、「前払式支払手段を通じた寄附を可能にすることは、現金以外での寄附のニーズに応えるものであり、我が国における寄附文化の醸成にも寄与し、公益増進の観点から政策的意義が認められる」、

相談・手続・採用情報
各種窓口のご案内
金融サービス利用者相談室
金融行政モニター
情報公開等
パブリックコメント
申請・届出・照会
オンライン行政手続
入札公告等
採用情報
金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。
新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能
金融庁チャットボット（よくある質問）
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

「他方、前払式支払手段を通じた寄附を可能とする際には、為替取引に関する規制の潜脱防止の観点のほか、寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクにも留意すべきである。このため、全ての寄附について、前払式支払手段を用いることを認めることは適切ではなく、寄附金受領者やその金額に一定の制限を課した上で認めることが望ましい」とされたことを受け、令和７年11月、前払式支払手段に関する内閣府令を改正いたしました。

上記の金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書の記載は、前払式支払手段の寄附への利用についてのものですが、当庁としては、これらの点も参考にしつつ、前払式支払手段による支払いを可能にすることの政策的意義や為替取引に関する規制の潜脱防止等の観点から検討を行いました。

貸付金元利収入等は、いずれも地方公共団体の歳入とされ、かつ、前払式支払手段による支払いが可能になることで、地方公共団体の公金収納事務の効率化・合理化、住民の公金納付の利便性向上等につながることが期待されます。また、地方公共団体が貸付金元利収入等の支払いを受領する限り、前払式支払手段の利用に伴う為替取引に関する規制の潜脱のリスクやマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクも低いと考えられます。

こうした政策的意義やリスクの程度等に鑑み、当庁としては、前払式支払手段による貸付金元利収入等の地方公共団体への支払いを可能とすることが適当と考えております。

また、貸付金元利収入等以外の公金の支払いについても地方公共団体が受領する公金であって、地方公共団体の歳入とされ、公共サービスに活用されることが期待されるものに関しては同じ考え方が適用されると考えております。なお、前払式支払手段による地方公共団体への寄附金の支払いについては、前払式支払手段に関する内閣府令第23条の３第２項が適用されます。

（以　上）

問合せ先

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課 信用制度参事官室（庁内用2758、3575）

サイトマップ

- **金融庁について**
  - 組織
    - 大臣・副大臣・政務官
    - 金融庁の概要
    - 金融庁の改革
    - 所管の法人
    - 予算・決算
    - 政策評価
    - 採用情報
- **報道・広報**
  - 報道対応
    - 報道発表資料
    - 記者会見
    - 大臣談話等
  - 広報活動
    - アクセスＦＳＡ（広報誌）
    - 白書・年次報告
    - 職員による講演等
    - 職員による寄稿等
    - 利用者の方へ
    - 注意喚起情報
- **政策・審議会**
  - 基本方針等
    - 金融行政方針
    - 政府方針における金融庁関連の施策
  - 政策テーマ・施策
    - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
    - 政策テーマ等一覧（全体）
  - 審議会・研究会等
    - 審議会・研究会等一覧
  - 研究・調査
- **法令・指針等**
  - 所管法令等
  - 検査・監督の基本方針等
    - 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
  - 監督指針・事務ガイドライン
    - 監督指針一覧
    - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
- **金融機関情報**
  - 全金融機関共通
  - 預金取扱金融機関（銀行等）関連
  - 保険会社関連
  - 金融商品取引業者等関連
  - 金融会社関連
- **国際関係情報**
  - 国際関係の取組み
    - 国際金融センター
    - 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
    - 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
  - 国際基準設定主体等の公表資料等
    - 金融安定理事会（FSB）
    - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
- **アクセスＦＳＡ（広報誌）**

- 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
- よく閲覧されているページ
- 金融研究センター
- 告示・ガイドライン・Q＆A・法令解釈事例集一覧
- 金融上の行政処分等
- 保険監督者国際機構（IAIS）
- 証券監督者国際機構（IOSCO）
- 金融活動作業部会（FATF）
- その他

▲ ページの先頭に戻る

利用規約・免責事項/著作権 | プライバシーポリシー | ウェブアクセシビリティ | アクセス | 御意見・問い合わせ | 各種情報検索サービス（EDINET等） | 関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000